

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>331点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>536点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、<u>552点</u>）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>406点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 後発医薬品のある先発医薬品であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）の利用料</u></p> <p><u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて算定方法の例により算定した点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>346点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>551点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、<u>567点</u>）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>421点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>

(15) [略]	(16) [略]
(16) [略]	(17) [略]
(17) [略]	(18) [略]
(18) [略]	(19) [略]
(19) [略]	(20) [略]
(20) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>540点</u>	(21) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>557点</u>
(21) [略]	(22) [略]
(22) [略]	(23) [略]
(23) [略]	(24) [略]
(24) [略]	(25) [略]
(25) [略]	(26) [略]
(26) [略]	(27) [略]
(27) [略]	(28) [略]
(28) [略]	(29) [略]
(29) [略]	(30) [略]
(30) [略]	(31) [略]
(31) [略]	(32) [略]
(32) [略]	(33) [略]
(33) [略]	(34) [略]
(34) [略]	(35) [略]
(35) [略]	(36) [略]
(36) [略]	(37) [略]
2～9 [略]	2～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。